

町田市就学援助費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 入学準備金の支給について、支給対象者、申請期限及び支給認定の取消しに関する規定を整備するため
- (2) 就学援助費の支給方法に関する規定を改めるため
- (3) 国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の引き上げを踏まえ、準要保護者に対するオンライン学習通信費及び小学校の入学準備金の支給額を増額するため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 入学準備金の支給対象者となる就学予定者の保護者に関する規定を改めます。(第3関係)
- (2) 入学準備金の支給の申請期限に関する規定を加えます。(第6関係)
- (3) 就学援助費の支給方法に関する規定について、校長が管理する口座に振り込む場合の保護者からの委任について明記します。(第7関係)
- (4) 入学準備金の入学前支給について、就学予定者が入学前に市外に転出等した場合の支給認定の取消しに関する規定を加えます。(第9関係)
- (5) オンライン学習通信費の支給額を1,000円から1,170円に、小学校の入学準備金の支給額を51,110円から54,060円に増額します。(別表第2関係)
- (6) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2022年11月7日から施行し、改正内容の(5)は、2022年4月1日から適用します。

町田市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第3 支給対象者</p> <p>援助費の支給の対象となる者<u>（以下「支給対象者」という。）</u>は、要保護者又は準要保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 市内に住所又は居所を有し、かつ、公立中学校の夜間学級に就学している生徒<u>（以下「夜間学級生徒」という。）</u>（当該生徒が未成年者である場合にあつては、その保護者）</p> <p>(4) 市内に住所又は居所を有し、かつ、小学校又は中学校に就学を予定している就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者</p> <p>(5) 略</p>	<p>第3 支給対象者</p> <p>援助費の支給の対象となる者は、要保護者又は準要保護者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 市内に住所又は居所を有し、かつ、公立中学校の夜間学級に就学している生徒（当該生徒が未成年者である場合にあつては、その保護者）</p> <p>(4) 市内に住所又は居所を有し、かつ、小学校又は中学校に就学を予定している就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者<u>（当該就学予定者が就学後に引き続き市内に住所又は居所を有する場合に限る。）</u></p> <p>(5) 略</p>
<p>第4 支給対象費目等</p> <p><u>1</u> 援助費の支給の対象となる費目は、別表第1の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める者に支給する。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、同項に規定する者がこの要綱の規定に基づく援助以外の公費による援助を受けているときは、当該援助により金銭を支給された費目に相当する費目に係る援助費については、支給しない。</u></p>	<p>第4 支給対象費目等</p> <p>援助費の支給の対象となる費目は、別表第1の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める者に支給する。<u>ただし、他の制度により同様の支給を受ける費目については、援助費を支給しない。</u></p>

第6 援助費の支給認定等

1 援助費の支給を受けようとする者は、別に定める申請書及び世帯の合計所得金額が確認できる書類その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出し、その認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

2 第4第1項に規定する費目のうち入学準備金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に前項の規定による申請をしなければならない。

(1) 準要保護者であって、第3第1号又は第2号に該当する者 学齢児童が小学校に就学した年又は学齢生徒が中学校に就学した年の4月1日から同月30日まで

(2) 準要保護者であって、第3第3号に該当する者 夜間学級生徒が中学校に入学した年の4月1日から同月30日まで

(3) 準要保護者であって、第3第4号に該当する者 教育長が別に定める期間

3 教育長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。

4 略

第7 援助費の支給方法

1 援助費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座に振り込むことにより支給する。ただし、支給認定者が援助費の受領権限を当該支給認定に係る児童又は生徒が在籍する学校の校長に委任する場合は、当該校長が管理する口座に振り込むことにより支給する。

2～4 略

第9 支給認定の取消し

1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれ

第6 援助費の支給認定等

1 援助費の支給を受けようとする者は、別に定める申請書に世帯の合計所得金額が確認できる書類を添えて教育長に提出し、その認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。

3 略

第7 援助費の支給方法

1 援助費は、支給認定を受けた者（以下「支給認定者」という。）が指定する口座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の校長の口座に振り込むことにより支給する。

2～4 略

第9 支給認定の取消し

1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれ

れかに該当するときは、その支給認定を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき(次号に該当するときに除く。)

(3) 準要保護者であつて、第3第4号に該当する支給対象者が入学準備金の支給認定を受けた後、当該支給認定に係る就学予定者が就学前に市内に住所又は居所を有しなくなったとき(当該就学予定者が住所又は居所を有することとなつた他の地方公共団体において、当該支給対象者が申請することができる入学準備金その他これに相当する費目に係る援助費を支給する制度がある場合に限る。)

(4) 略

2 略

別表第2 (第5関係)

支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考
略	略	略	略
オンライン学習通信費	小学校及び中学校全学年	1世帯につき1月当たり <u>1,170円</u>	
入学準備金	小学校の就学予定者又は小学校第1学年	<u>54,060円</u>	
	略	略	
略	略	略	略

れかに該当するときは、その支給認定を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。

(3) 略

2 略

別表第2 (第5関係)

支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考
略	略	略	略
オンライン学習通信費	小学校及び中学校全学年	1世帯につき1月当たり <u>1,000円</u>	
入学準備金	小学校の就学予定者又は小学校第1学年	<u>51,110円</u>	
	略	略	
略	略	略	略

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2022年11月7日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同年4月1日から適用する。
(2022年度における入学準備金に係る特例措置)
- 2 この要綱による改正前の町田市就学援助費支給要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により旧要綱第3第4号に該当して2021年度中に入学準備金(小学校の就学予定者に係るものに限る。)の支給を受けた者が、2022年4月1日時点において、準要保護者であって、旧要綱第3第1号及び第2号のいずれかに該当するものとして、旧要綱第6の規定による支給認定を受けたときは、当該認定を受けた者に対し、旧要綱別表第2入学準備金の部小学校の就学予定者又は小学校第1学年の項に規定する額とこの要綱による改正後の別表第2入学準備金の部小学校の就学予定者又は小学校第1学年の項に規定する額との差額に相当する額を支給するものとする。